

**2010年日本政府年次報告**  
**「電離放射線からの労働者の保護に関する条約」(第115号)**  
**(2005年6月1日～2010年5月31日)**

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告中「女子年少者労働基準規則」を「年少者労働基準規則」に改める。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

〔第7条関係〕

「労働基準法第63条第2項は、……」で始まる段落を次のとおり改める。

労働基準法第62条第2項は、「使用者は、満18才に満たない者を(略)有害放射線を発散する場所(略)における業務(略)に就かせてはならない。」と規定し、この規定を受けた年少者労働基準規則第8条第35号で、満18才に満たない者を就かせてはならない業務として、「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」を掲げている。

〔第13条関係〕

「また、船員電離放射線障害防止規則第37条にも同趣旨の規定があり、所轄海運局長への届出を義務づけている。」を「また、船員電離放射線障害防止規則第49条にも同趣旨の規定があり、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)への報告を義務づけている。」に改める。

〔2006年専門家委員会からのオブザベーションについて〕

労働者は、医学的助言に反して雇用され、又は引き続き雇用される労働者がいないことを確保するため、電離放射線障害防止規則第59条で、次のように定められている。

電離放射線障害防止規則(抄)

第59条 事業者は、電離放射線健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

また、雇用保険の被保険者である労働者が離職した場合、所定の条件を満たしている場合には雇用保険から失業給付を受給することが可能である。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告中「労働基準監督署(348カ所)」を「労働基準監督署(321カ所)」に、「運輸支局等(50カ所)」を「運輸支局等(51カ所)」に改める。

4. 質問Ⅳについて

本条約の適用に関する原則的な諸問題について、裁判所が決定を下したことはない。

5. 質問Ⅴについて

特記すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会